

人権基本方針

野場電工株式会社（以下、私たち）は経営理念である「物造・人財是亦報恩道」の考え方のもと、お客様・地域社会・社員等のすべてのステークホルダーの人権を尊重するとともに、事業を通じた人権課題に対し取り組み・改善をしていきます。

なお、本方針は野場電工株式会社で働く私たち一人ひとりが守るべきものであり、野場電工株式会社の事業活動における人権に関する最上位の方針として位置付けます。

1. 国際規範の尊重

私たちは、国際人権章典および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に規定された人権を尊重し、これらの原則に基づいて事業活動を行います。

2. 適用範囲

本方針は、すべての役員・社員（※1）に適用されます。また、仕入先様を含むすべてのビジネスパートナーの皆様に対しても本方針を理解いただけるよう働きかけます。

※1 社員には、契約社員・パート・アルバイト・嘱託・技能実習生・派遣労働者が含まれます。

3. 人権尊重のコミットメント

・差別の禁止:

人種、性別、年齢、宗教、国籍、障害などに基づく差別を禁止し、公正かつ平等な待遇を提供します。

・ハラスメントの禁止:

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメントなど、あらゆる形態のハラスメントを禁止します。

・労働条件の改善:

社員の労働条件を継続的に改善し、安全で健康的な労働環境を確保します。また雇用・労働の健全性を確保し、適切な賃金の支払いと労働時間の管理を行います。

・児童労働および強制労働の禁止:

国際的な基準に基づき、児童労働および強制労働を一切行いません。

・プライバシーの保護:

社員および顧客の個人情報適切に管理し、法令で認められる場合や本人の事前承諾を得た場合を除き、第三者への開示および目的外の使用を行いません。

4. 人権デューデリジェンス

私たちは、人権尊重の責任を果たすため、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。

5. 是正・救済

私たちは、人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じてその是正に取り組むとともに、相談窓口を設置し、実効性のある救済メカニズムの整備を進めていきます。

6. 教育・啓発

私たちは当社の役員・社員に対して、人権に関する教育や研修を定期的の実施し、意識の向上を図ります。また仕入先をはじめとした取引先様への理解活動にも努めます。

7. ステークホルダーとの連携

私たちは、サプライチェーンを含むすべてのステークホルダーと連携し、人権尊重の取り組みを推進します。また、ステークホルダーからの意見や提案を積極的に取り入れ、改善に努めます。

8. 公開と報告

人権方針を社内外に広く公開し、実施状況について定期的に報告します。

以上、本方針は、野場電工株式会社の取締役会にて承認されています。

2025 年 2 月 10 日

野場電工株式会社

野場 敦